

SIST 01

SIST

科学技術情報流通技術基準

抄 錄 作 成

SIST 01 -1980

(1987 確認)

昭和 55 年 7 月 31 日 制定

科学技術情報流通技術基準検討会 審議

(科学技術振興事業団 発行)

基 準 制 定：科学技術庁 基準案策定：昭和 49 年 7 月 基準制定：昭和 55 年 7 月 確認：昭和 62 年 3 月
審 議 会：科学技術情報流通技術基準検討会（科学技術庁科学技術振興局情報課）
原 案 作 成：科学技術情報流通技術基準検討会作業部会（科学技術庁）
基 準 案 修 正：科学技術情報流通技術基準作成委員会（日本科学技術情報センター）
科学技術情報流通技術基準修正委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準検討会

(委員長)	大塚 明郎	ISO/TC46 国内対策専門委員会委員
	天野 善雄	(財)国際医学情報センター業務部長
	役 昌明	(財)日本特許情報センター情報システム部長
	木澤 誠	大阪大学基礎工学部教授
	染野 檀	東京工業大学工学部教授
	田村 修二	工業技術院標準部電気規格課長
	田辺 広	一橋大学附属図書館事務部長
	中井 浩	日本科学技術情報センター技術管理室長
	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	仲本秀四郎	日本原子力研究所技術情報部長
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	成岡 昌夫	名古屋大学工学部教授・名古屋大学大型計算センター長
	濱田 敏郎	慶應義塾大学文学部教授・(社)日本図書館協議会理事長
	藤原 鎮男	東京大学理学部教授・東京大学附属図書館長
	宮内 宰治	日本電信電話公社データ通信本部総括部次長
	管原 敏夫	農林水産省農林水産技術会議事務局調査資料課長
	寺村由比子	国立国会図書館参考書誌部科学技術課長
	遠山 敦子	文部省学術国際局情報図書館課長
	丸山昭二郎	国立国会図書館収集整理部主任司書
(事務局)	科学技術庁振興局管理課情報室	

科学技術情報流通技術基準作成委員会

(委員長)	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	市川 幸郎	旭硝子株式会社特許部資料室長
	中井 浩	日本科学技術情報センター技術管理室長
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	藤原 鎮男	東京大学理学部教授・東京大学附属図書館長
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準案修正委員会

(主 査)	木下 是雄	学習院大学理学部教授
	新井 勇	日本機械学会編集課長
	大山 文雄	医学中央雑誌刊行会編集課長
	園田 桂一	日本科学技術情報センター情報部土木工学部門主任情報員
	山本 充昭	日本化学会調査室
	溝口 歌子	日本癌学会「癌」編集専門委員（昭和 54 年 4 月～55 年 1 月）
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準

抄録作成

目 次

1. 適用範囲	1
2. 用語の意味	1
3. 抄録の要件	2
3.1 一次文献における抄録	2
3.2 二次文献における抄録	2
3.3 抄録の標準的長さ	2
3.4 抄録に使用する言語	2
4. 抄録の書き方	2
5. 原記事の種類による抄録の特徴	3
5.1 原著論文	3
5.2 短報	3
5.3 学位論文	3
5.4 特許文献	4
5.5 総説、展望、解説	4
5.6 紹介記事	4
参考 抄録例	5
解 説	9

科学技術情報流通技術基準

抄 錄 作 成

Abstracts and Abstracting

1. 適用範囲

この基準は、一次文献の著者、学術雑誌等の編集者、並びに二次文献を作成する情報サービス機関による抄録の作成に対して指針を与えるものである。

2. 用語の意味

この基準に用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 抄録 (abstract)

記事内容の概略を迅速に把握する目的で作られた文章で、主観的な解釈や批判を加えず、記事の重要な内容を簡潔かつ正確に記述したものという。原記事の著者によって書かれたものを著者抄録といい、原記事の著者以外によって書かれたものを第三者抄録という。

(2) 報知的抄録 (informative abstract)

原記事の内容（結果、結論を含む）を記述した抄録で、原記事を読まなくても、内容の要点が理解できるように作成されたもの。

(3) 指示的抄録 (indicative abstract)

原記事の主題とその範囲を説明した抄録で、原記事を読む必要の有無を判断するのに役立つよう作成されたもの。

(4) 一次文献 (primary document)

研究、開発の結果や新しい知見などを記事の形で収録する文献をいう。雑誌記事、技術報告書、会議資料などがその例である。

(5) 二次文献 (secondary document)

一次文献の書誌事項、抄録、所在などを情報利用者に伝達する文献をいう。抄録誌、索引誌、文献目録、雑誌目録、総合目録等がその例である。

(6) 書誌事項 (bibliographic element)

個々の文献の識別、確認の指標となる事項。例えば、雑誌の記事においては、標題、著者名、著者の所属機関、誌名、巻、号、ページ、出版年、写真・図・表の数、参照文献の数など。

対応国際規格： ISO 214 Documentation — Abstracts for publications and documentation

関連基準・規格： SIST 02 参照文献の書き方

JIS Z8201 数学記号

JIS Z8202 量記号、単位記号及び化学記号

JIS Z8203 國際単位系 (SI) 及びその使い方

ISO 1000 SI units and recommendations for the use of their multiples and of certain other units.

3. 抄録の要件

抄録には、一次文献の一部として原記事に付属して掲載される抄録と、二次文献として原記事と別の個所に収録される抄録とがある。

3.1 一次文献における抄録

一次文献における抄録は、原記事の標題、著者名、著者の所属機関などに統一して掲載することが望ましい。一次文献の編集の都合により特定ページに抄録を一括して掲載する場合には、それぞれの抄録に書誌事項を明記しなければならない。

3.2 二次文献における抄録

二次文献における抄録は、必要な書誌事項を伴わなければならない。

3.3 抄録の標準的長さ

和文で 200~400 字、欧文で 100~200 語を標準とする。ただし、短報等の場合には、和文で 150~200 字、欧文で 70~100 語を標準とする。

3.4 抄録に使用する言語

我が国で刊行する一次文献には、原記事の使用言語の如何にかかわらず和文及び英文の抄録をつけることが望ましい。

4. 抄録の書き方

抄録を書くときの一般的留意事項は次のとおりである。

(1) 客観的に書く。

抄録は、原記事の重要な内容を客観的にかたよらずに伝えるべきである。抄録作成者の主観的な解釈や批判を加えてはならない。

(2) 著者が読者に伝えたい内容を重点的にとりあげる。

新規性のある内容や、著者が最も強調している知見は重点的に抄録に盛り込むこと。

(3) 常識的な内容は排除する。

その専門分野で常識になっているような内容は抄録に含めない。

(4) 簡潔で明確な表現をする。

抄録の字数は限られているので、ことばを選びすぎり、言いまわしを吟味して簡潔、明確な表現をしなければならない。ただし、極端な省略文体の使用は避ける。

(5) 標題の内容の繰返しは避ける。

抄録は必ず標題といっしょに印刷されるから、標題に書いてあることを抄録の中で繰り返すことは避ける。

(6) 一人称は使わない。

抄録の中では一人称代名詞及び類似の主語（例えば、“当研究所”など）は使わない。

(7) 主題の取扱い方を明示する。

原記事の性格や原記事における主題の取り扱い方を明示する。例えば、“……を理論的に考証する”，“……の現況を報告した”，“……を展望した”，“……の文献調査を行った”などのように記述する。

(8) 図・表・数式番号の引用はしない。

抄録中では原記事の図・表・数式番号などを引用してはならない。

(9) 原則として、原記事で使われている専門用語を使う。

原記事で使用されている専門用語を使用することを原則とする。原記事が欧文であるときの和文抄録においては、適切な和訳のない専門用語は原語のままとする。

(10) 略語、略称、略号は、初めて出てくる箇所で説明を加える。

ただし、隣接分野の読者にも明らかに理解できる略語、略称、略号は、説明を加えずに使用してよい。

(11) 単位記号、量記号は、原記事に使用されているとおりに使用する。

表記法については、JIS Z8202 及び JIS Z8203 に定めのあるものは、それに従う。

(12) 商品名は、内容の理解に不可欠な場合に限り使用してよい。

ただし、一般名、化学名を付記することが望ましい。

(13) 数式、化学式は使用してもよい。

(14) 図・表は原則として使用しない。

5. 原記事の種類による抄録の特徴

抄録は、原記事の種類によって作成のしかたが異なる。以下では、一次文献における抄録に関して記述するが、二次文献における抄録の場合も、これに準ずる。

5.1 原著論文

(1) 原著論文には報知的抄録をつける。

(2) 以下の標準的な項目を考慮しながら、原記事の最も新規な内容を中心に記述する。

(a) 前提

研究、開発、調査などの経緯、背景、定義など。

(b) 目的、主題範囲

研究、開発、調査などの目的、取り扱っている主題の範囲。

(c) 方法

用いた原理、理論、条件、対象、材料、手段、方法、手順、正確さ、精度など。

(d) 結果

実験的・理論的な結果、データ、認定された関係、観察結果、得られた効果・性能など。

(e) 考察、結論

結果の分析・検討、結果の比較・評価、問題提起、今後の課題、仮説、応用、示唆、勧告、推論、予測など。

(f) その他

研究・開発・調査の主目的外であるが、価値のある知見や情報で重要と思われるもの。

(3) 原著論文の抄録では、一般に 5.1(2)の(b)、(c)、(d)を詳しく書く。(a)、(e)、(f)は簡単に書き、場合によっては省略してもよい。

5.2 短報

(1) 短報にも短い抄録をつけることが望ましい。

(2) 短報の抄録作成における標準的項目としては、5.1(2)を準用する。

5.3 学位論文

(1) 学位論文には報知的抄録をつける。

(2) 学位論文の抄録作成における標準的項目としては、5.1(2)を準用する。

ただし、(a)、(e)も含め新規性を中心とした詳しい内容にする。

5.4 特許文献

特許文献には、その発明の技術的新規な部分を明らかにした報知的抄録をつけることが望ましい。

- (1) 発明が、装置、方法、生産物又はそれらの組合せを対象とする場合には、抄録にその技術内容（技術的開示）を示すこと。
- (2) 発明が、生産物、特に合成物及び化合物とする場合には、その製造法及び用途についての技術内容（技術的開示）を示すこと。

備考：5.4 は特許文献を技術情報として抄録作成する際に適用するものである。

5.5 総説、展望、解説

- (1) 一般の総説、展望、解説には指示的抄録をつける。ただし、内容が専門的水準が高くかつ詳しい場合には、報知的抄録をつけることが望ましい。
- (2) 以下の標準的項目を考慮しながら、著者が重点をおく内容を中心に記述する。
 - (a) 前提、経緯、背景
 - (b) 対象、目的、主題範囲
 - (c) 内容、特徴
 - (d) 考察、結論
 - (e) その他
- (3) 総説、展望、解説の抄録では、5.5(2)の(b), (c), (d)を詳しく書く。(a), (e)は簡単に書き、場合によっては省略してもよい。

5.6 紹介記事

- (1) 紹介記事には指示的抄録をつける。
- (2) 紹介記事の抄録作成に当っては、以下に示す標準的項目を考慮しながら、原記事の主要な内容を中心に記述する。
 - (a) 対象
技術、システム、プロセス、装置、施設、構造物、材料、製品、団体、機関、組織、会議、展示会などの紹介対象。
 - (b) 内容、特徴
作成者、主催者、テーマ、経過、特徴、性能、仕様、用途など。
- (3) 紹介記事の抄録は、5.6(2)の(a), (b)を簡潔にまとめる。

参考 抄録例

例：1. 原著論文（農学）

〔標題〕 0～60 日の低温湿層処理を施したケヤキの種子の発芽に対する光と温度の影響

〔方法〕 ケヤキの種子に 0, 7, 15, 30, 60 日間の低温湿層処理（以下、冷処理という）を施した。

〔結果〕 冷処理期間が長いほど発芽率が高くなり、また発芽に要する日数が減った。暗所で定温に保つ場合、発芽のための適温は冷処理をしない種子では 15°C；30 日、60 日間の冷処理を施したのではそれぞれ 10～20°C, 10～30°C であった。暗所で温度を変化させると、定温の場合よりも発芽率がよくなかった。また、散光を当てると、定温の場合にも温度を変化させた場合にも発芽率がややよくなかった。ただし、冷処理期間が長くなると温度変化と散光照射の影響は目立たなくなり、60 日間の冷処理を施した種子では全く影響がみられなかった。

Influence of seed bed temperature and irradiation on the germination of Zelkowa serrata prechilled for 0～60 days.

Zelkowa serrata seeds were prechilled for 0, 7, 15, 30 and 60 d. It was found that the longer the prechilling period the higher was the germination rate and the shorter was the time required for germination. When kept in the dark and at a constant temperature, the optimum seed bed temperature for germination was 15°C for non-prechilled seeds, 10～20°C for those prechilled for 30 d. and 10～30°C for those prechilled for 60 d. When, in the dark, the bed temperature was varied, the germination rate was increased. Irradiation by diffused light also caused some increase in germination rate, whether the temperature was constant or varying. However, the influence of varying temperature and diffused light irradiation was lessened if the prechilling was prolonged, no effects were observed with the seeds prechilled for 60 d.

例：2. 原著論文（化学）

〔標題〕 ジクロロジフルオロメタンとエタンとの熱反応の生成物と初期反応過程

〔目的〕 フルオロエチレン類の合成を目的として、ジクロロジフルオロメタン (CCl_2F_2) とエタン (C_2H_6) との混合ガスの熱分解を研究した。球形反応器内で高温水蒸気で希釈して、同時にその熱によって反応温度に加熱する常圧気相流通法を用いた。反応条件は 700～

〔結果〕 810°C, 滞留時間 0.05～0.6s, はじめの水蒸気濃度 30～90%, C_2H_6 または H_2 と CCl_2F_2 とのモル比 0.1～6 である。生成物は 1,1-ジフルオロエチレン、テトラフルオロエチレン、エチレン、1-フルオロエチレン、クロロジフルオロメタン (CHClF_2)、ジフルオロメタン、ヘキサフルオロプロパン、および数種の未確認の物質であった。

〔結論〕 低反応率では CHClF_2 が生成物の大部分を占める。また、初期反応生成物は CHClF_2 であることが明らかになった。本反応は、 CHClF_2 の熱分解で生じる : CF_2 をおもな中間体として進行するものとして、統一的に説明することができる。

例：3. 原著論文（電気工学）

〔標題〕 半導体超微小ホール素子と磁気バブル磁界分布の直接測定への応用

〔方法〕 単結晶 In Sb を用いて有効な動作領域が約 $5 \times 5 \mu\text{m}^2$ の超微小ホール素子を作製した。

〔結果〕 その構造、製作法および電気特性について記述し、これを用いて大きさ $5 \times 5 \text{ mm}^2$ 程度

〔結論〕 の磁気バブルから生じる漂遊界分布を直接測定した。この結果は、磁気バブルの理論的な

〔方法〕 磁界分布と極めてよく一致し、この種の磁界分布の精密測定に半導体微小ホール素子が極

〔結果〕 めて有効であることが実証された。また、磁界分布測定は、磁気バブルのみならず、平行

〔その他〕 に並んだしま状磁区や局部的イオン打込みした磁性ガーネット薄膜についても行い、新たな情報を得た。

なお、付録に平行整列したしま状磁区の漂遊磁界を求める計算式を示した。

例：4. 原著論文（医学）

〔標題〕 肝細胞癌の組織像と非癌部病変およびHB ウィルス感染との関係

〔目的〕 B型肝炎ウィルス（HBV）または肝硬変症に関連して発生する肝細胞癌と、これ以外の肝

〔方法〕 細胞癌とは、発生病理が異なるのではないかという想定で、84 例の肝細胞癌の剖検例を研究した。癌の組織像を観察・分類し、また非癌部の肝硬変の有無と HBV 感染の有無を調べた。組織像は、基本像が索状構造である通常型と、それ以外の特殊型とに大別し、それらを更に細かく分類した。84 例のうち、通常型が 72 例（86%）、特殊型が 12 例（14%）、また肝硬変合併例が 68 例（81%）、HBV 感染例が 24 例（29%）みられた。肝硬変合併例には通常型のものが圧倒的に多かったが、非合併例では通常型と特殊型とがほぼ同数であった。HBV 感染は通常型では 32%、特殊型では 8% であった。以上の結果は、肝硬変の合併の有無、HBV 感染の有無によって肝細胞癌の発生病理が異なることを示唆している。

例：5. 短報（化学）

〔標題〕 鉄（Ⅲ）とテトラヒドロホウ酸ナトリウムを併用した原子吸光分析による無機水銀と有機水銀との分別定量

〔原理〕 無機・有機水銀は、鉄（Ⅲ）が存在するとき、Ph2～8でテトラヒドロホウ酸ナトリウム

〔方法〕 によって還元される。しかし、Ph10 以上では、鉄（Ⅲ）の存否にかかわらず、無機水銀だけが還元される。このことを利用して原子吸光法による分別定量を試みた。定最範囲は

0.2～8 ppb、5 ppb レベル以下の標準偏差は 2% 以下である。

例：6. 総説（物理学）

〔標題〕 サブミリメートル波の検出技術

〔対象〕 波長 1 mm～20 μm の放射の検出および自動測定の技術を展望する。いちおう全分野を見

〔内容〕 渡すようにつとめるが、ここ数年の発展に重点をおく。各種の検出器の特性、および自動測定系（とくにビデオ型とヘテロダイン型のもの）の性質についての概論を簡潔に述べる。次に、実際に使われている検出器を各論的に展望する。実用検出器の大部分は、温度敏感型、整流型、光電導型のどれかに属する。結像装置と、ヘテロダイロン系の現状にも触れる。昔

〔考察〕 からの装置も、新しいものも着実に進歩しつつあるが、著者の見解では、今後の発展のためには、検出器の性能の正確な較正法を確立することがキー・ポイントになる。

例：7. 紹介記事（土木工学）

〔標題〕 インターロッキング・ブロック舗装

〔対象〕 互にかみ合うような形につくったコンクリートブロックを路盤上に敷き並べ、砂などで目地

〔内容〕 詰めした舗装。見て美しく、耐久性もよく、補修も容易である。交通の面から見れば車の走

〔特徴〕 行は快適で、雨のときのスリップ防止、騒音防止にも役立つ。また恒久的な路面標示に利用

できる。歩道はもちろん、車道にも使える。この種のブロックのマスプロ製造機も国産化さ
れている。

科学技術情報流通技術基準　抄録作成　解説

まえがき

(1) 本基準制定の経緯

この基準は、最初 1976 年に、“抄録に関する基準案”として暫定案が作成され、その後、科学技術庁が実施したアンケートや普及説明会での意見を踏まえて、今回、章節の並べ替え及び内容細部の見直しを行ったものである。

(2) 本基準の目的

科学技術文献の急激な増加に伴って、必要な文献を探索することが難しくなってきた。このために抄録の重要性が増大している。抄録は情報流通の媒体として古い歴史をもっている。従来は主として第三者による抄録が利用されていたが、近年、一次文献に著者による抄録をつけることの必要性が強調されてきた。

著者抄録は、一次文献の読者の役に立つだけでなく、情報検索や二次文献作成のためにも利用できる。

本基準は、著者が抄録を作成する際の指針となるだけでなく、学術雑誌等の編集者や二次情報サービス機関の関係者が抄録を作る際の指針としても役立つことを目的としたものである。

(3) 抄録の目的とその利用

抄録は次のような目的に利用される。

(a) 原記事を読む必要性の判定

原記事の内容を迅速かつ的確に把握するのに役立つので、原記事に目を通す必要性の有無を判定する資料となる。

(b) 原文献に代わる情報の提供

関連分野の利用者は、抄録だけを読んで要点を得ようとする場合がある。

(c) 二次情報サービス機関における利用

二次情報サービス機関は、一次文献についている抄録をそのまま、あるいは加工して利用することがある。二次情報誌に掲載された抄録は、当該専門分野の読者はもちろんのこと、関連分野あるいは隔った分野の読者にも利用されることがある。抄録作成にあたっては、当該専門分野の読者に重点を置くが、周辺あるいは隔った分野の読者にも配慮した抄録が作成されることが望ましい。

(d) 情報検索における抄録の利用

抄録は、情報検索のための素材として利用される。

(4) 国際規格との関係

欧文抄録作成についての国際規格としては、ISO 214 Documentaion — Abstracts for publications and documentation がある。この基準は、同規格に近いが、抄録の長さの規定に差がある。(解説 3.3 参照)

1. 適用範囲

現在、特定機関で抄録作成に関する基準や手引を有する所もいくつかあるが、一般性のある基準はない。今後は本基準を指針とされたい。

2. 用語の意味

- (1) 抄録 (abstracts) に類似の用語として次のものがある。

- (a) 摘要 (synopsis)

摘要は、論文その他の著作物の全内容を要約したもので、常にその文献に添付されるものである。通常、標題と本文との間におかれる。“摘要”という語は従来、著者によってつくられたものを指し、第三者によってつくられた“抄録”と区別していたが、この区別はもはや意味をもたなくなっている。

- (b) 要約 (summary)

顕著な新規性のある点や結論をその文献の中で再説するものである。要約には、原著の内容のうち、目的、方法などの要素は必ずしも含まれていない。この点で要約は抄録と同義ではない。

- (c) 抜粋 (extract)

原著から、原著全体を代表すると思われる部分を抜き書きしたものである。

- (2) 報知的抄録と指示的抄録のほかに報知的一指示的抄録（半報知的抄録ともいう）がある。

これは、抄録の長さの制限あるいは対象とする利用者への配慮から、原記事の一部分を報知的に、その他の部分を指示的に記述したものである。

3. 抄録の要件

3.3 抄録の長さ

抄録の長さは、原記事の種類や学問・専門分野によって異なる。一般に報知的抄録は長く、指示的抄録は短い。

ISO 214 では、250 語以内（短報は 100 語以内）となっているが、本基準では、我が国の現状を考慮して、本文の通りの範囲を定めた。

3.4 抄録に使用する言語

わが国で刊行される一次文献のうち、本文が和文であるものの抄録は、和文のみ、英文のみ及び和文と英文を併載したものがあるが、本文が欧文であるものの抄録は、英文のみであるものが圧倒的に多い。ここでは、国内の情報流通、国際的情報流通を考慮して和文と英文の両方の抄録を掲載することが望ましいとした。

4. 抄録の書き方

本項で示した抄録の書き方は、抄録作成上的一般的留意事項をまとめたものである。具体的な抄録記述に当っては、次のような既存の基準を参照することが望ましい。

- (1) 常用漢字表、常用漢字別表、常用漢字字体表及び常用漢字音訓表の内閣訓令・告示
- (2) 送り仮名の付け方の実施に関する内閣訓令・告示
- (3) 現代仮名遣いの実施に関する内閣訓令・告示
- (4) ローマ字のつづり方（内閣告示）
- (5) 外来語の表記について（報告）：国語審議会
- (6) 外国の地名・人名の書き方（案）（文部省）
- (7) 地名の呼び方と書き方（社会科手びき書）（文部省）

4(4) 極端な省略文体とは、 “てにをは” を省略したり、 動詞を語幹でとめたりする電報式文体などのことである。

5. 原記事の種類による抄録の特徴

5.1 原著論文

原著論文の抄録の記述は、 普通に 5.1(2)に示す標準的項目の順序に従うが、 必要があれば重要な結果や結論をはじめに記述してもよい。

5.2 短報

短報には、 研究速報、 研究ノート、 技術ノート、 記事の補足・訂正等がある。従来は、 短報には抄録をつけないことが多かったが、 短報の重要性が増大してきたので、 今後は研究速報の類には抄録をつけて情報処理の便をはかることが望ましい。

5.3 特許文献

特許権についてではなく、 技術情報としての特許抄録の作成のしかたについて述べた。特許文献の書誌事項の記述については、 科学技術情報流通技術基準 SIST 02 を参照されたい。

5.5 総説、 展望、 解説

多数の文献、 資料等に基づく批判的レビューで、 著者の意見が明確に打ち出されているものには、 報知的抄録が望ましい。単に文献、 資料をまとめたものは指示的抄録でよい。

5.6 紹介記事

新製品・展示会の紹介、 団体・機関の概要紹介、 団体・機関の活動報告、 会議出席報告などで、 一般に短い記事なので、 指示的抄録でよい。

**科学技術情報 SIST 01-1980
流通技術基準 抄録作成**

1980年（昭和55年） 7月 第一刷発行

2002年（平成14年） 3月 第七刷発行

編集 文部科学省研究振興局情報課

〒100-8966 東京都千代田区霞が関一丁目3-2
電話 (03) 5253-4111 (代表)

発行 科学技術振興機構

〒102-8666 東京都千代田区四番町五番地三
電話 (03) 5214-8406

SIST 01

SIST

**Standards for Information of
Science & Technology**

Abstracts and Abstracting

SIST 01 -1980
(Reaffirmed 1987)

Investigated by
Committee on Standards for Information of
Science & Technology
in Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Published by
Japan Science and Technology Agency

5-3, Yonbancho,
Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Printed in Japan